

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	避難確保計画作成支援業務
発 注 課	危機管理局危機管理部危機管理課 計画・原子力災害対策担当課
選 定 事 業 者	一般財団法人 日本気象協会 北海道支社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>要配慮者利用施設における避難確保計画の作成は、平成29年6月の水防法及び土砂災害防止法の改正により、施設管理者等に対し義務付けられている法定事項である。</p> <p>法改正から5年が経過した現在においても、本市の計画作成対象施設（約2,400施設）のうち、約3割が未作成状態である。自然災害が頻発化・激甚化し、毎年のように要配慮者が犠牲となる災害が発生していることから、要配慮者利用施設利用者の安全・安心確保のため、計画作成率の向上が急務となっている。</p> <p>国土交通省による要配慮者利用施設の避難確保計画作成に関するマニュアルでは、施設管理者等に対する講習会等の開催が計画作成率の向上に有効であるとされており、さらに、計画の実行性を高めるためには、専門講師などによる個別のサポートを受けながら施設状況や災害リスクに応じた計画を作成していくことが重要となる。</p> <p>一般財団法人日本気象協会は、施設管理者等が効率的に避難確保計画の作成を可能とする「避難確保計画作成支援システム」を独自に開発し、同協会のシステムを用いた「計画作成支援会」を開催し、専門知識を有する講師が施設管理者等を直接サポートすることで、一度に多数の施設が、自らの手で実効性の高い避難確保計画を作成することが可能な体制を構築している。</p> <p>本市のように、多数の未作成施設（約800施設）を有する自治体の課題を迅速かつ正確に解決するためには、システムを利用した作成支援会の開催が有効であり、このような業務の遂行が可能な事業者は同協会以外にはない。</p> <p>以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結するものとする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和4年7月6日